



令和7年6月9日
留萌開発建設部

河川敷地の樹木を利活用しませんか？

～留萌川で「公募型樹木等採取」を試行します～

留萌開発事務所では、河川敷地内の樹木を資源として有効活用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集する「公募型樹木等採取」（無償採取）を試行します。

本試行により採取した樹木については、自家消費などの制約はなく、採取者の判断で使用や加工、販売など利活用することができます。

記

- 1 募集期間 令和7年6月9日（月）～令和7年12月8日（月）
- 2 採取期間 令和7年6月16日（月）～令和7年12月15日（月）
- 3 採取場所 留萌川河川敷地 ※別添「河川敷地範囲」参照
- 4 応募方法 参加者募集要項（別紙）を参照の上、別紙「応募様式」（様式-1）により
12月8日（月）までに郵送、電子メール又はFAXのいずれかの方法で
送付してください。

【応募先】郵送：〒077-0022 留萌市堀川町2丁目78番地

留萌開発建設部 留萌開発事務所 河川課 宛
メールアドレス：hkd-rm-kaizi-kasen@nyb.mlit.go.jp
FAX：(0164)43-8574

※募集に関する詳細・応募様式は当部ホームページ及び留萌開発事務所で配布しております。

ホームページURL

https://www.hkd.mlit.go.jp/rm/rumoi_kaihatu/dfvnau0000005xzp.html

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 留萌開発建設部

留萌開発事務所 河川課 課長 押野見 純司（電話 0164-42-3132）
課員 永田 涼季（電話 同上）

留萌開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/rm/>
公式X（旧Twitter）アカウント @mlit_hkd_rm



留萌川公募型樹木等採取試行への参加者募集要項

令 和 7 年 6 月 9 日

留萌開発建設部留萌開発事務所

留萌開発建設部留萌開発事務所では、河川内の樹木を資源として有効利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に留萌川河川敷地の樹木の採取を許可する「公募型樹木等採取」(無償採取)を試行します。

本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工及び販売などをすることができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認の上、「応募様式」に必要事項を記入し期日までに応募してください。

【応募要領】

1. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加を希望される方は、「応募様式」(様式-1)に必要事項を記入し、12月8日(月)までに郵送、電子メール又は、FAXにて以下の宛先まで送付してください。

応募先

郵 送 : 〒077-0022 留萌市堀川町2丁目78番地

留萌開発建設部 留萌開発事務所 河川課 宛

メールアドレス : hkd-rm-kaizi-kasen@nyb.mlit.go.jp

F A X : 0164-43-8574

2. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- イ) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあつた者
- ロ) 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- ハ) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者
- 二) 直近1年間の税を滞納している者

ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

3. 樹木等採取の概要

イ) 採取期間：令和7年6月16日(月)～令和7年12月15日(月)

ロ) 採取予定場所：留萌川河川敷地内であればどこでも採取可能。
希望箇所があれば応募様式に記入してください。

ハ) 主な樹種：ヤナギ類等

4. 樹木等採取者の選定方法

応募の中から、応募資格に適合し樹木等採取の効果(採取面積や時期、工程などを勘案)や確実性などを総合的に判断し、試行に参加される方を選定いたします。

選定結果につきましては、当選者に郵送又はEメールで通知いたします。なお、選定結果内容につきましては、お答えいたしません。

5. その他

イ) 応募様式への記載内容(応募資格や樹木等採取方法)などを確認するため、直接お電話等により担当者が聞き取りする場合があります。

ロ) 試行への参加者として選定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について留萌開発事務所と事前に協議した上で、河川法第25条に基づき、許可申請書を提出する必要があります。詳細については、選定結果の通知後、留萌開発事務所の担当者から連絡いたします。

ハ) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。

二) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧してもらう場合があります。

ホ) 本試行に係る問合せ先は以下のとおりです。

問合せ先

留萌開発建設部 留萌開発事務所 河川課

〒077-0022 留萌市堀川町2丁目78番地

電話：0164-42-3132

FAX：0164-43-8574

応募様式

令和 7年 月 日

留萌開発建設部 留萌開発事務所長 殿

応募者
住所〒

氏名又は
代表者名 印
(会社名) ()

令和 7年 月 日付けて公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

1 河川の名称及び希望面積

(河川名 : 留萌川) (面積 m²)

2 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- 薪ストーブ
 その他の目的 ()

3 採取を希望する河川産出物の種類 : _____

4 採取を希望する箇所

希望がある場合に記入 ※右岸～橋の近く 等

5 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- (伐採方法) チェンソーにより伐採を行う。
 ノコギリにより伐採を行う。

- その他の方法により伐採を行う。(伐採方法 :)
- (小割方法) 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力によりトラックまで運搬する。
 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
 その他の方法 ()
- (運搬方法) 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法 :)
 伐採材は、(t) トラックにより日々搬出する。(積込方法 :)
 その他の方法 ()
- (伐採順序) 通路脇から順次伐採を行う。
 その他の伐採順序 ()
- (枝葉処理) 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
 その他の処理 ()

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

6 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

7 応募者の連絡先

連絡先（携帯可） :

緊急連絡先 :

FAX :

メールアドレス :

※FAX、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

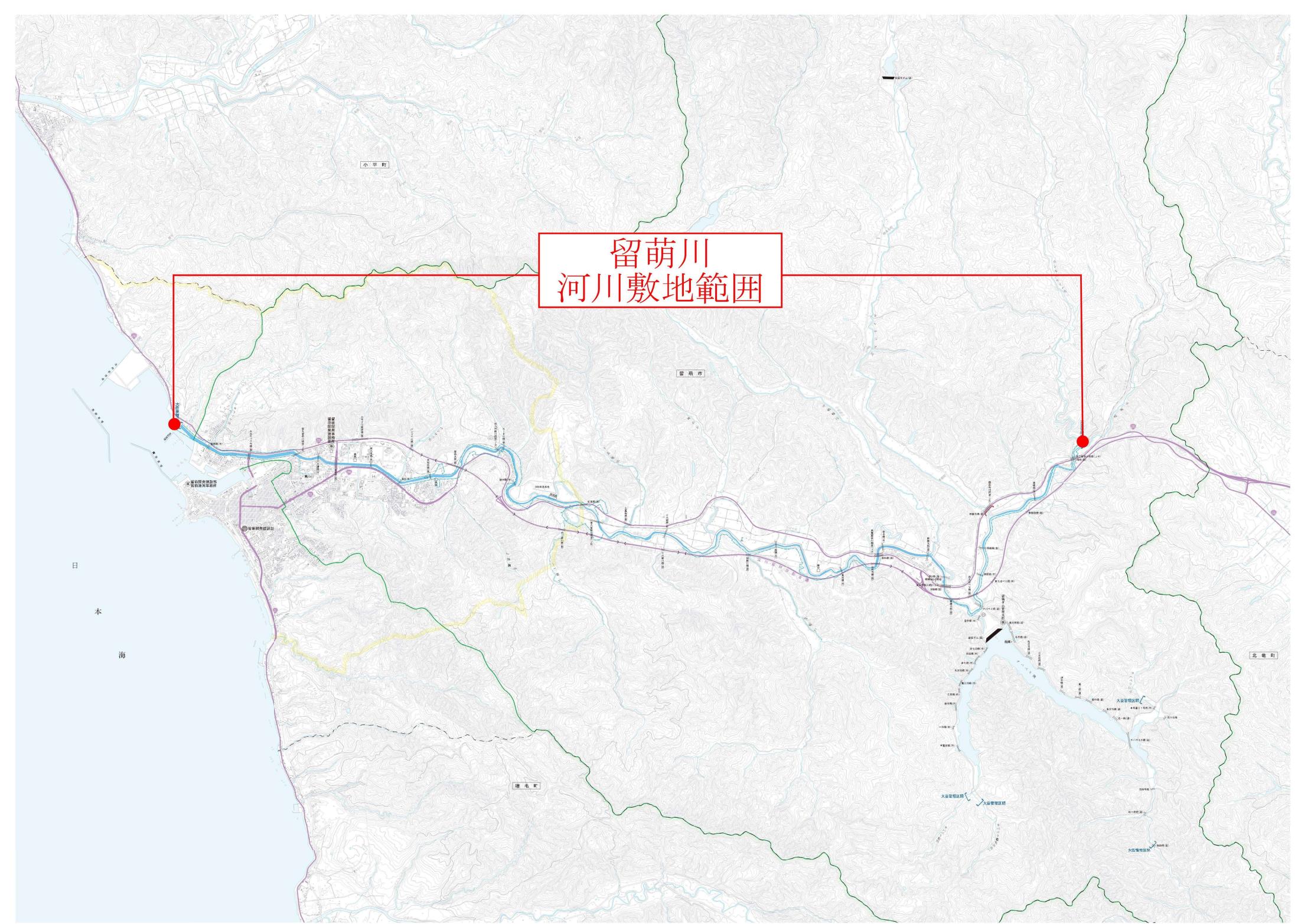
※ご記入いただいた個人情報は本応募以外の目的には使用しません。

8 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェックを記載。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）
第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、
又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、
国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

留萌川
河川敷地範囲



日

本

海